

令和7年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和7年12月22日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室		
開会の日時 及び宣告者	開 会 閉 会	令和7年12月22日 令和7年12月22日	午後1時30分 午後1時56分	議長 議長	
議 長	久保田 清				
No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	原 田 一	出	10	島 田 智 之	出
2	堀 井 和 幸	出	11	横 山 明 仁	出
3	井 上 一 浩	出	12	有 山 茂 幸	出
4	内 田 晃 生	出	13	近 藤 広 巳	出
5	谷 田 峰 男	出	14	久保田 清	出
6	新 井 正 一	出	15	柳 川 嗣 於(最)	欠
7	岸 勇	出	16	内 田 輝 美(最)	出
8	志 摩 勇	欠	17	塩 野 弘 明(最)	欠
9	嶋 田 宏	出			
出席者数	農 業 委 員 定 数 14名		出席者 13名		
	農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者 1名		
議 事 参 与 (説 明 者)			書 記		
葛籠貫 智 洋					
島 村 雄 大					
関 口 正 幸					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和7年12月22日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和7年12月22日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に1番・2番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第28号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。</p>
	事務局	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	議長	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第28号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第29号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、4件を報告します。</p>
	事務局	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	議長	<p>報告書朗読。</p>
	全委員	<p>質疑はありますか。</p>
	議長	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第29号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p>
	議長	<p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p>
		<p>農地を農地として売買、貸借等を行う場合には農地法第3条の規定に基づき、農業委員会による許可が必要とされております。</p>

日程第 6	議 長	<p>す。受人は両親、妹、祖母の 5 名で営農しております。農業従事日数は年間 300 日で、経営面積は先ほどの朗読のとおりです。農業用機械としては、トラクター 2 台、耕うん機 3 台、動力防除機 2 台、農業用自動車 4 台、噴霧器 2 台、野菜洗浄機 3 台を所有しております。なお、今説明した内容は、川越市農業委員会に照会し、営農状況の回答を得て確認しております。</p>
	1 番委員	<p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>12月15日に16番委員と事務局2名の4名で現地調査を行いました。現地は人参が作付けされており、きれいに管理されております。先ほどのご案内のとおり川越市の人ではございますが、川越市から回答も得ており、許可相当と思われま</p>
	議 長	<p>地元委員から説明をお願いします。</p>
	事 務 局	<p>12月15日に現地調査を行いました。1番委員の説明のとおり、適正に管理されており特に問題はないと思います。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なし賛成により、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	議 長	<p>議案第 24 号について終了します。</p>
議 長	<p>日程第 6、議案第 25 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題とします。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま</p>	
事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p>	

日程第 7	議 長	<p>相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要です。この適格者証明書は、農地等を相続により取得した人が、相続税の納税猶予の特例を受ける場合の被相続人及び相続人が死亡するまで農業に従事している。または、生前一括贈与をしている旨の証明書になります。</p>
	1 番委員	<p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>12月15日に16番委員と事務局の4人で現地調査を行いました。まず、最初の現地につきましてはブロッコリー、大根、ねぎが作付けされております。次の現地につきましても、非常にきれいに耕うんされており問題ないと思います。自宅周辺の農地につきましてもきれいに管理されており問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>地元委員から説明をお願いします。</p>
	9 番委員	<p>12月21日に現地調査をしました。1番委員が言われたとおり、きれいに管理されております。申請人もトラクターでお手伝いをして畑をきれいにしております。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>この案件につきまして、承認することに決定します。</p>
	議 長	<p>議案第25号について終了します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第26号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、1件を議題とします。</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>	
事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p>	

日程第 8		<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明とは、生産緑地の買取り申出を行う際に、亡くなった方や、病気・ケガなどで農業の継続が困難になった方、生産緑地に指定されてから30年経過した農地所有者が、その農地の「主たる従事者」であったことを証明するためのものになります。今回は買取り申出事由を生じた者が農業に従事していたかを承認する議案となります。</p> <p>今後の流れについては、本案件が承認されると、申請者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、市から農業委員会へ斡旋の依頼を行います。そして買取希望が無い場合は、最終的に生産緑地が解除されることとなります。</p>
	議長 16番委員	<p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>12月15日に1番委員と事務局2名の4名で現地調査を行いました。ネギ等の野菜が作付けされており、周りはきれいにトラクターで耕うんされています。生前はきれいに野菜を作付けしておりましたので問題ないと考えます。</p>
	議長	<p>地元の委員は現地調査を行った委員と同一ですので説明を省略します。</p>
	議長 全委員	<p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p>
	議長 全委員	<p>質疑等がなければ、承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p>
	議長	<p>この案件につきましては、承認することに決定します。</p>
	議長	<p>議案第26号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第8、議案第27号、生産緑地取得の斡旋について、1件を議題とします。</p>

	<p>事務局</p>	<p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域の農地で、公害の防止や良好な都市環境の形成等を目的として、都市計画によって保全される農地のことです。買取り申出者である主たる従事者が死亡したため、市に対して、本対象地の買取り申出がありました。市が買取りを希望しなかったため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の行為制限の解除となります。各担当の地区の農業者の方に周知をしていただき買取希望者がおりましたら、1月23日までご連絡をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>質疑はありますか。</p>
	<p>全委員</p>	<p>なし。</p>
	<p>議長</p>	<p>本案件につきましては、買取申出がありましたら、1月23日までに事務局へご連絡をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>議案第27号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和7年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時56分)</p>